

～患者様へ～

■個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されております。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お申し出ください。

■医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初診時・・・1点

再診時・・・1点（3ヶ月に1回）

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

■医療 DX 推進体制整備加算について

当院では医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行う他、マイナ保険証の利用や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。

■機能強化加算について

当院では施設入居時等医学管理料（在宅療養支援診療所）の届け出を行っていることから、かかりつけ医機能を有する 医療機関として、初診料算定時に「機能強化加算（80点）」を加算しております。また、地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結

果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の問合せへの対応及び必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介を行っています。

■一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

例) カロナール(商品名) → アセトアミノフェン(一般名)

患者様としては、処方箋が一般名で記載されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることが出来、お薬代を安くすることが出来ます。

■外来後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。